

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

| 告 示 | 公 告 |
|---|---|
| ○京都府陽子線治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示 (大学政策課) 507 | ○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (山城広域振興局) 516 |
| ○保安林の指定予定の通知 (南丹広域振興局) 515 | ○都市計画法に基づく工事完了 (中丹西土木事務所) 517 |
| ○保安林の指定解除予定の通知 (山城広域振興局) 〃 | 公安委員会 |
| ○道路の区域変更 (山城北土木事務所、丹後土木事務所) 〃 | ○落札者の決定 〃 |
| ○道路の供用開始 (〃) 516 | 監査委員 |
| | ○令和3年度、平成30年度、平成29年度、平成24年度及び平成23年度の包括外部監査の結果に基づき講じられた措置の公表 〃 |

告 示

京都府告示第377号

京都府陽子線治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府陽子線治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

京都府陽子線治療費助成金交付要綱(平成31年京都府告示第188号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第2条中「交付を受けることができる者」の右に「(以下「助成対象者」という。)」を加え、「支払いの日」の右に「(以下「陽子線治療費支払日」という。)」を加え、「引き続き1年以上」を削り、「以下「助成対象者」という」を「第9条ただし書の規定の適用を受けて概算払により助成金の交付を受けようとする者」にあっては、当該者が第5条第1項第2号に規定する交付申請書(概算払用)の提出日から陽子線治療費支払日までの間引き続き府の区域内に住所を有する者に限る」に改める。

第4条第2項中「支払の日」を「陽子線治療費支払日」に改め、「助成対象者が」を削り、「子を」の右に「助成対象者が」を加える。

第5条第1項及び第2項を次のように改める。

規則第5条に規定する申請書は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める申請書等によるものとする。

- 次号に掲げる者以外の者 別記第1号様式による京都府陽子線治療費助成金交付申請書兼実績報告書(以下「交付申請書兼実績報告書」という。)
- 第9条ただし書の規定の適用を受けて概算払により助成金の交付を受けようとする者 別記第2号様式による京都府陽子線治療費助成金交付申請書(以下「交付申請書(概算払用)」という。)

2 前項に規定する申請書等の提出は、交付申請書兼実績報告書にあっては助成を受けようとする陽子線治療に係る陽子線治療費支払日の翌日から起算して6月を経過する日までに、交付申請書（概算払用）にあっては陽子線治療に要すべき助成対象費用を支払う前に、それぞれ行うものとする。ただし、交付申請書兼実績報告書の提出期限にあっては、知事が特に認める場合には、この限りでない。

第6条及び第7条を次のように改める。

（交付決定等）

第6条 知事は、前条第1項に規定する申請書等の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第7条に規定する交付決定を行うものとする。この場合において、交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、規則第14条第1項の規定による額の確定についても、同時に行うものとする。

2 前項後段の場合における規則第13条の規定による実績報告については、交付申請書兼実績報告書の提出をもって同条に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

（治療の中止）

第7条 前条第1項の交付決定を受けた助成対象者は、当該陽子線治療が中止され、かつ、これに伴い当該陽子線治療に要した費用の全部又は一部について返還金の支払を受けたときは、速やかに、別記第3号様式による京都府陽子線治療費助成金に係る治療中止の届出書（以下「治療中止の届出書」という。）を知事に提出しなければならない。

第10条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条中「知事は、」の右に「治療中止の届出書の提出があったとき又は」を加え、「規則第7条の規定による交付決定」を「第6条第1項の交付決定の全部又は一部」に改め、同条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（実績報告）

第8条 次条ただし書の規定の適用を受けて概算払により助成金の交付を受けた者に係る規則第13条の規定による実績報告は、別記第4号様式による京都府陽子線治療費助成金実績報告書（以下「実績報告書」という。）によるものとし、知事が特に認める場合を除き、陽子線治療費支払日の翌日から起算して1月を経過する日又は第6条第1項の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第9条 助成金の交付は、規則第14条第1項の規定による額の確定後に行うものとする。ただし、交付申請書（概算払用）の提出があった場合において、第6条第1項の交付決定に係る助成金の全部又は一部を概算払により交付する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。

別記様式中「京都府陽子線治療費助成金申請書」を「京都府陽子線治療費助成金交付申請書兼実績報告書」に、「治療費支払日以降」を「陽子線治療費支払日以降」に、「助成対象経費の支払い」を「治療費の支払」に、「取扱」を「取扱い」に、「【先進医療特約保険等の給付金を受け取る場合（該当者のみ）】」を

「注 陽子線治療費支払日とは、治療費の支払を証する書類に支払日として記載された日をいいます。

に、「給付金により治療費

【先進医療特約保険等の給付金を受け取る場合（該当者のみ）】

を全額賄える」を「この給付金により治療費の全額を賄うことができる」に、

「注 子どもと同居している場合：申請者の世帯全員分の住民票（続柄が記載されたもの）

子どもと別居している場合：申請者との続柄を確認することができる書類（戸籍謄本等）」を

「注 子どもと同居している場合：申請者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの住民票の

写し（続柄が記載されたもの）

子どもと別居している場合：申請者との続柄を確認することができる書類（戸籍謄本等）

に改め、同

※ 陽子線治療費支払日以降に発行したものを添付してください。

様式を別記第1号様式とし、同様式の次に次の3様式を加える。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

京都府知事 様

<申請者>

| | |
|------|---------------|
| 住 所 | 〒 — |
| | |
| 氏 名 | |
| 電話番号 | |

京都府陽子線治療費助成金交付申請書（概算払用）

京都府立医科大学附属病院「最先端がん治療研究施設」において行うこととしている陽子線治療について、必要書類を添えて治療費の助成を申請します。

1 交付申請額等

| | |
|------------------------|---|
| ① 治 療 費 の 見 込 額（注の1） | 円 |
| ② 先進医療特約保険等の給付見込額（注の2） | 円 |
| ③ 助 成 対 象 経 費（①－②） | 円 |
| ④ 助 成 上 限 額（注の3） | <input type="checkbox"/> 子育て中の方（注の4）……………500,000円 |
| | <input type="checkbox"/> 上記以外……………250,000円 |
| ⑤ 交 付 申 請 額（注の5） | 円 |

- 注 1 治療費の見込額には、先進医療同意書の別紙に記載の額を記入してください。
- 2 先進医療特約保険等に加入している方は、給付額の見込額を記入してください。加入していない方は、0円と記入してください。
- 3 該当する項目の口にはレ点を記入してください。
- 4 治療費の支払日時時点で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる方をいいます。
- 5 ③と④のいずれか小さい金額を記入してください。

2 助成金振込先（通帳等に記載されているとおり正確に記入してください。）

| | | | |
|---------------|-----------|-------|--|
| フリガナ | | 金融機関名 | |
| 口座名義 | | 店舗名 | |
| 口座種別 (注の1) | 普通・当座・その他 | 口座番号 | |

注 1 該当する項目を○印で囲んでください。

2 口座名義が申請者の氏名と異なる場合は、委任状を添付してください。

3 添付書類

【申請者共通】

| | |
|-----------------------|--------------------------|
| ① 住民票の写し（原本）（注） | <input type="checkbox"/> |
| ② 先進医療同意書 | <input type="checkbox"/> |
| ③ 誓約書兼個人情報の取扱いに関する同意書 | <input type="checkbox"/> |

注 先進医療同意書による同意日以降に発行されたものを添付してください。

また、住民票の写しは、実績報告時に、再度陽子線治療費支払日以降に発行されたものの提出が必要になる場合があります。

【子育て中の方の場合（該当者のみ）】

| | |
|--|--------------------------|
| ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる見込みであることを証する書類 | <input type="checkbox"/> |
|--|--------------------------|

注 子どもと同居している場合：申請者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの住民票の写し（続柄が記載されたもの）

子どもと別居している場合：申請者との続柄を確認することができる書類（戸籍謄本等）

※ 先進医療合意書による同意日以降に発行したものを添付してください。

また、実績報告時に、再度陽子線治療費支払日以降に発行された書類の提出が必要になる場合があります。

【助成金振込先の口座名義が申請者の氏名と異なる場合（該当者のみ）】

| | |
|-------|--------------------------|
| ⑤ 委任状 | <input type="checkbox"/> |
|-------|--------------------------|

注 この申請書に添付する書類に該当する項目の□にレ点を記入してください。

年 月 日

京都府知事 様

氏 名 :

誓約書兼個人情報の取扱いに関する同意書

京都府陽子線治療費助成金を申請するに当たって、下記の事項について誓約します。

また、京都府が、申請事項や下記の事項を確認するため、申請書に記載された情報を京都府立医科大学附属病院から取得することについて同意します。

記

陽子線治療の治療費を対象とした先進医療特約保険等の給付金を受け取っていないこと、治療費に満たない額の給付金を受け取っている場合は、その金額を申請書に記載していること又は概算払によりこの助成金を受けるべき事情のあること。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

京都府知事 様

<申請者>

| | |
|------|---------------|
| 住 所 | 〒 — |
| | |
| 氏 名 | |
| 電話番号 | |

京都府陽子線治療費助成金に係る陽子線治療中止の届出書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定通知のあった京都府陽子線治療費助成金を受けた陽子線治療が中止されましたので、陽子線治療費助成金交付要綱に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

助成金の返還額

| | |
|---------------------|---|
| ① 支 払 済 治 療 費 | 円 |
| ② 既 交 付 額 (返 還 額) | 円 |

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

京都府知事 様

<申請者>

| | |
|------|-----|
| 住 所 | 〒 ー |
| | |
| 氏 名 | |
| 電話番号 | |

京都府陽子線治療費助成金実績報告書

京都府立医科大学附属病院「最先端がん治療研究施設」において行われた陽子線治療について、必要書類を添えて報告します。

1 交付申請額等

| | |
|----------------------|---|
| ① 治 療 費 支 払 日 | 年 月 日 |
| ② 治 療 費 | 円 |
| ③ 先進医療特約保険等の給付額（注の1） | 円 |
| ④ 助 成 対 象 経 費（②－③） | 円 |
| ⑤ 助 成 上 限 額（注の2） | <input type="checkbox"/> 子育て中の方（注の4）……………500,000円 |
| | <input type="checkbox"/> 上記以外……………250,000円 |
| ⑥ 助 成 精 算 額（注の4） | 円 |
| ⑦ 支 払 済 額（注の5） | 円 |
| ⑧ 不 用 額（⑦－⑥） | 円 |

- 注 1 先進医療特約保険等に加入していない方は、0円と記入してください。
- 2 該当する項目の口にレ点を記入してください。
- 3 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる方をいいます。
- 4 ④と⑤のいずれか小さい額を記入してください。
- 5 既に受けた助成額を記入してください。

2 添付書類

【申請者共通】

| | |
|--|--------------------------|
| ① 治療費の支払を証する書類（写し） | <input type="checkbox"/> |
| ② 陽子線治療費支払日以降に発行された申請者の住民票の写し (原本) | <input type="checkbox"/> |
| ※ 次の場合は、②の住民票の写しの提出は不要です。□にレ点を記入してください。 <input type="checkbox"/> 京都府陽子線治療費助成金交付要綱申請書（概算払用）の提出時から住民票に記載の住所に変更はありません。 | |

注 陽子線治療費支払日とは、治療費の支払を証する書類に支払日として記載された日をいいます。

【先進医療特約保険等の給付金を受ける場合（該当者のみ）】

| | |
|-----------------------|--------------------------|
| ③ 先進医療特約保険等の給付額を証する書類 | <input type="checkbox"/> |
|-----------------------|--------------------------|

注 この給付金により治療費の全額を賄うことができる場合は、助成対象外となります。

【子育て中の方の場合（該当者のみ）】

| | |
|---|--------------------------|
| ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいることを証する書類 | <input type="checkbox"/> |
| ※ 次の場合は、④の書類の提出は不要です。□にレ点を記入してください。 <input type="checkbox"/> 京都府陽子線治療費助成金交付要綱申請書（概算払用）の提出時から子どもに係る記載事項に変更はありません。 | |

注 子どもと同居している場合:申請者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの住民票の写し(続柄が記載されたもの)

子どもと別居している場合:申請者との続柄を確認することができる書類(戸籍謄本等)

※ 陽子線治療費支払日以降に発行されたものを添付してください。

注 この申請書に添付する書類に該当する項目の□にレ点を記入してください。

附 則

- 1 この告示は、令和5年7月21日から施行する。
- 2 この告示による改正前の京都府陽子線治療費助成金交付要綱別記様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後の京都府陽子線治療費助成金交付要綱別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。



京都府告示第378号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年7月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
南丹市美山町三埜西谷46、48
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
西谷46（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第379号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年7月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 解除予定保安林の所在場所
相楽郡和東町大字白栖小字腰越谷1の113から1の115まで、1の120、1の141、1の145
- 2 指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

京都府告示第380号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年7月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 解除予定保安林の所在場所
相楽郡和東町大字白栖小字腰越谷1の139、1の140、1の144、1の146
- 2 指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

京都府告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年7月21日から令和5年8月4日まで縦覧に供する。

令和5年7月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 482号
- (3) 道路の区域

| 区 間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--------------------------|-------|--------------------|-------|
| 京丹後市峰山町矢田小字淵ヶ下367の3（右）から | 前 | 最小 6.8 最大 25.1 | 598.0 |
| | 後 | 最小 10.9 最大 30.0 | |

- (4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 二尾木幡線
- (3) 道路の区域

| 区 間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---------------|-------|-------------------|------|
| 宇治市炭山吹越24の1から | 前 | 最小 4.1 最大 8.6 | 96.5 |
| | 後 | 最小 4.2 最大 25.9 | |

- (4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 3(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 間人大宮線
- (3) 道路の区域

| 区 間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--------------------------|-------|---------------------|---------|
| 京丹後市峰山町矢田小字淵ヶ下367の3(右)から | 前 | 最小 6.8 m 最大 25.1 | 598.0 m |
| | 後 | 最小 10.9 最大 30.0 | |
| 京丹後市峰山町丹波小字宮ノ下50の1まで | | | |

- (4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年7月21日から令和5年8月4日まで縦覧に供する。

令和5年7月21日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 482号
- (3) 供用開始の区間及び期日

| 区 間 | 期 日 |
|--------------------------|-----------|
| 京丹後市峰山町矢田小字淵ノ下367の3(右)から | 令和5年7月21日 |
| 京丹後市峰山町丹波小字宮ノ下50の1まで | |

- (4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 二尾木幡線
- (3) 供用開始の区間及び期日

| 区 間 | 期 日 |
|---------------|-----------|
| 宇治市炭山吹越24の1から | 令和5年7月21日 |
| 宇治市炭山吹越22の1まで | |

- (4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により久御山町から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年7月21日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
久御山ショッピングタウン
久世郡久御山町森南大内156の1ほか
- (2) 届出者の名称及び住所
ア 京阪ホールディングス株式会社
枚方市岡東町173番地の1
イ 久御山町農産物直売所運営協議会
久世郡久御山町森南大内156の1
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年2月9日
- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (6) 縦覧期間
令和5年7月21日から令和5年8月21日まで
- 2(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
久御山ショッピングタウン
久世郡久御山町森南大内156の1ほか
- (2) 届出者の名称及び住所
ア 京阪ホールディングス株式会社
枚方市岡東町173番地の1
イ 久御山町農産物直売所運営協議会
久世郡久御山町森南大内156の1
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出
令和5年2月9日
- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (6) 縦覧期間
令和5年7月21日から令和5年8月21日まで



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年7月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
福知山市字長田小字大野下2871の8、2871の9の一部、2871の12、2871の19、2871の21の一部
（関連区域）
福知山市字長田小字大野下2762の4の一部、2871の3の一部、2871の4の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
福知山市前田新町3の9
株式会社ニシイ

公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第70号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年7月21日

京都府警察本部長 白 井 利 明

- 1 落札に係る業務の名称及び数量
アグスタ式A109E型（J A6004）ヘリコプター耐
空証明更新点検整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日
令和5年5月17日
- 4 落札者の名称及び所在地
朝日航洋株式会社西日本空情支社
吹田市垂水町3丁目35番31号
- 5 落札金額
45,760,000円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和5年4月7日

監 査 委 員

5年監査公表第7号

令和3年度、平成30年度、平成29年度、平成24年度及び平成23年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年7月21日

| | | |
|---------|-----|-----|
| 京都府監査委員 | 四 方 | 源太郎 |
| 同 | 田 中 | 美貴子 |
| 同 | 森 | 敏 行 |
| 同 | 橋 本 | 幸 三 |

令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

収益事業特別会計（向日町競輪場の課題解決と今後の可能性等）について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

(1) 指摘事項

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 内 容 | 措置状況 |
|--|---|----------------|
| <p>1 公営競技納付金の削減及び一般会計繰出金の合理化を目的とした基金の設置</p> <p>向日町競輪場を除く42場の全ての競輪場では競輪事業に係る基金を設置し、積立てを行うことで公営競技納付金の納付を合理的に圧縮し、将来の経営安定や施設整備に向けた資金留保を行っている。全国で向日町競輪場だけが競輪事業に係る基金を設置していないため、公営競技納付金を調整することができない状況である。</p> <p>競輪事業の継続が曖昧なままでは基金条例の制定が難しいことは理解できるが、競輪事業が好転した時点で事業安定化のための基金が設置されていれば、3年間の納付金74百万円を削減できた事実是否めない。収支が劇的に改善した現状においては多額の公営競技納付金を納めることとなり、中期的な京都府の運営としては経済的でないとの誘りを免れない。</p> <p>京都府は早期に競輪事業の存廃を決断し、継続する場合には、将来の経営安定、将来に向かって使用する見込みのない老朽化設備の先行取壊しを含む施設整備に向けた資金留保等を目的とした基金を設置し、公営競技納付金を合理的に削減した上で、一般会計への繰出しを果たすべきと考える。</p> <p>(報告書53ページ)</p> | <p>(自転車競技事務所)</p> <p>令和5年2月に令和7年度以降も存続するという「向日町競輪事業の今後のあり方に関する基本的な考え方」を決定し、同年2月府議会において、「京都府向日町競輪場施設等整備基金条例」が可決・成立し、施設等の整備を目的とした基金を設置した。</p> | <p>措 置 済 み</p> |
| <p>2 計画的な修繕の管理</p> <p>競輪場は装置産業としての性質があり、不特定多数の来場者を迎入れる施設であるため、競輪場として法定点検以外でも定期的な点検などにより老朽化リスクを把握し、計画的な修繕を実施する必要がある。</p> <p>そのため、修繕に要する費用の予算化が難しいとしても、修繕が必要な項目をリストアップしておき、優先順位の高いものから、毎年度の予算において計画的に修繕を実施していくべきである。</p> <p>(報告書81～82ページ)</p> | <p>(自転車競技事務所)</p> <p>修繕や更新が必要なものについて、令和4年度にリストアップを行い、計画的に修繕・更新を実施していくこととした。</p> | <p>措 置 済 み</p> |
| <p>3 第4駐車場群の整理と向日消防署跡地の有効活用</p> <p>向日町競輪場の第4駐車場群のうち(B)(D)は、来場者数が多かった時代には使用されたかもしれないが、現在では来場者数の減少に伴い使用する見込みがなくなっている。また、第4駐車場(C)については、平安賞開催時には利用されているものの、一年のうち、4日間のためのために土地を保有しておくことは極めて非効率である。現状の利用実態を踏まえ、競輪場として必要となる駐車場の台数を再度精査し、その上で、必要数を確保すべきである。</p> <p>一方で、向日町競輪場に隣接する駐車場は身体障害者向けの第1駐車場のみであり、車で来場する人にとって非常に不便であるため、利便性の向上として、令和3年度内に返還される予定の向日消防署の跡地を向日町競輪場の専用駐車場として活用することを検討すべきである。</p> <p>(報告書87ページ)</p> | <p>(自転車競技事務所)</p> <p>令和5年度に、競輪事業の継続に必要な施設整備や余剰スペースの整備を実施するための基本構想を策定予定であり、その中で、必要台数を踏まえた駐車場の確保や、向日消防署跡地の活用について検討することとしている。</p> | <p>改 善 中</p> |

| | | |
|---|--|----------------|
| <p>4 駐車場グラウンドの積極的な貸出し</p> <p>第4駐車場（A）は、向日町競輪場が建設交通部住宅課から借用しているものであるが、常時駐車場として利用されている東側の3分の1程度以外は、ほとんど利用されていない状況である。平安賞が開催される4日間は満車となるため、向日町競輪場にとって当該駐車場は必須と考えるが、平安賞の開催時期以外は、グラウンドとしてもっと地域住民に有効利用される方法を追求すべきである。</p> <p>現状の貸出方法は機能していないと言わざるを得ず、グラウンドの予約方法として、京都府・市町村共同の公共施設予約システムに掲載するなどして、多くの府民が利用できるような取組をすべきである。</p> <p>（報告書94ページ）</p> | <p>（自転車競技事務所）</p> <p>令和5年度に、競輪事業の継続に必要な施設整備や余剰スペースの整備を実施するための基本構想を策定予定であり、その中で、グラウンド等別用途での活用について検討することとしている。</p> | <p>改 善 中</p> |
| <p>5 適切な備品管理</p> <p>向日町競輪場においては、今後使用することのない不要品が廃棄されずに保管されており、また、備品の新規購入や廃棄に伴う資産の現状が適時に備品登録表へ反映されていないため、備品登録表が向日町競輪場で使用している物品を表していない。現物確認では、向日町競輪場と包括民間委託の事業者のどちらが所有しているのか不明な備品が多数見受けられた。</p> <p>包括民間委託の事業者を公募し、選定する立場の運営として不適切な状況であるため、備品の所有者を明確に区分するためにも、適時に不要品を廃棄し、備品登録表を更新するなどして、適切な備品管理を行うべきである。</p> <p>（報告書103～104ページ）</p> | <p>（自転車競技事務所）</p> <p>令和4年度内に、備品登録表と現物の突合等を行い、備品登録票の更新と所有者の再確認を行うとともに、不要品については、順次廃棄していくこととした。</p> | <p>措 置 済 み</p> |
| <p>6 来場者アンケートの実施とインターネット投票者の取込み</p> <p>競輪最高会議「中期基本方針」の中で競輪売上1兆円、施行者収益230億円の達成を目指す施策として、「競輪場を核とした地域密着型の新しいマーケティングを行う」ことと、「デジタル戦略の策定」が提言されている。</p> <p>これまで、向日町競輪場として来場者アンケート調査の実績はないとのことであるが、地域密着型の新しいマーケティングを行うためには、核となる競輪施行者自らが主体的及び積極的に、競輪場に集まる来場者、潜在的な来場者となり得る近隣住民、自転車競技者等の声を収集する必要がある。この実施時期については、向日町競輪場の今後のあり方検討の流れに含めることが効果的である。</p> <p>民間ポータルからのインターネット投票者が一過性のブームで終わらないよう、全国組織（JKA）、選手会、運営委託先、民間ポータル運営先を巻き込んでの競輪活性化の動き向日町競輪場としても積極的に参加していく姿勢が求められる。</p> <p>（報告書159ページ）</p> | <p>（自転車競技事務所）</p> <p>令和4年度に、場外発売と地元団体主催のイベント（食と光の祭典）を併催した際に、競輪ファン等を対象とした来場者アンケートを実施した。</p> <p>また、毎年度、自治会、商工会等が参画している向日市主催の「向日町競輪対策協議会」において、地元意向の把握に一層取り組むこととしている。</p> <p>更に、競輪活性化の動き向日町競輪場として積極的に参加するため、令和4年度に、（公財）JKA及び民間ポータルの共同協賛を受けた競輪において、世界選手権出場選手のPR展示やキャッシュバックキャンペーン等を実施するとともに、民間ポータル会員の競輪場観戦ツアーの受入等を行った。</p> | <p>措 置 済 み</p> |
| <p>7 向日町競輪事業存廃の再検証の必要性</p> <p>平成23年の向日町競輪事業検討委員会において、向日町競輪場の廃止もやむなしと判断した基準は、向日町競輪場が地方財政への貢献という競輪事業の目的を果たせるかどうかであった。当時の状況では将来の悲観的な収支予測しか描けず、将来にわたって京都府財政への繰出しを見込める状況にはなかったため、廃止</p> | <p>（自転車競技事務所）</p> <p>有識者からの意見を聴取するため、令和4年7月に向日町競輪事業外部有識者会議を設置するとともに、他の競輪場の状況などを踏まえ、向日町競輪事業の今後のあり方について検討を行い、令和5年2月に令和7年度以降も存続するという「向日町競輪事業の今後のあり方に関する基本的な考え方」を決</p> | <p>措 置 済 み</p> |

| | | |
|--|-------------|--|
| <p>やむなしとの結論に至ったものである。</p> <p>その後、向日町競輪場は様々な経費削減を実施し、包括民間委託の実施によって大きく収支を改善させることに成功した。さらに、競輪界全体における成功例を自場に積極的に導入して、減少傾向であった車券売上を近年急激に増加させて、令和3年度当初予算ベースでは7億円もの一般会計への繰出しを可能としている。</p> <p>このような状況を踏まえ、京都府は検討委員会報告における地方財政への貢献という判断基準を再確認し、新たな第三者委員会による向日町競輪事業の存続に関する再検討を早急に行うべきである。</p> <p>(報告書162ページ)</p> | <p>定した。</p> | |
|--|-------------|--|

(2) 意見

| 監 査 の 結 果 | 対 応 の 内 容 |
|--|--|
| <p>1 入場料の見直し</p> <p>本場開催時の入場料50円の徴収については、費用対効果の観点から、全国的にも廃止している場が多く、全国で稼働している競輪場41場のうち半数以上の22場が無料としている状況においても、徴収する意義が少ないことから、その廃止について検討すべきと考える。</p> <p>大口投票者が利用する特別観覧席1,150円は、他場のサービス内容と比較して、金額の端数の撤廃も含めて、金額設定を再検討されたい。</p> <p>(報告書40ページ)</p> | <p>(自転車競技事務所)</p> <p>令和5年度に、競輪事業の継続に必要な施設整備や余剰スペースの整備を実施するための基本構想を策定予定であり、その中で、入場料及び特別観覧席の料金についても検討してまいりたい。</p> |
| <p>2 将来的な場外発売減少への対応</p> <p>現状の来場者は高齢者が大半を占めていることから、早晚、大幅な減少が予想される。場間場外や専用場外での車券発売の減少傾向を踏まえると、将来的には、場外発売による受託収入額が受託場外開催経費を下回り、受託場外収支が赤字となってしまう可能性があり得る。</p> <p>自場開催レースの車券を場外発売してもらうという相互協力関係を鑑みれば、単純に場外発売を縮小することは向日町競輪場にとってプラスとはならないが、受託場外収支が赤字にならないよう早期に検討し、対策していく必要がある。</p> <p>今後、競輪施行者は、来場ファンの減少を食い止め、収入を増加させる方策と、場外発売に要する経費(発売経費や警備経費)の縮減を検討していく必要がある。来場ファンが競輪場の窓口で車券を購入したくなるような更なるインセンティブの企画なども求められ、競輪場のあり方検討を行われる際には、これらを含めて議論されたい。</p> <p>(報告書42ページ)</p> | <p>(自転車競技事務所)</p> <p>令和5年度に、競輪事業の継続に必要な施設整備や余剰スペースの整備を実施するための基本構想を策定予定であり、その中で、来場ファンの減少を食い止め、収入を増加させる方策について、近年の来場者数に見合ったコンパクトな競輪場への改修に伴う発売作業や警備等のコスト削減と合わせ検討してまいりたい。</p> <p>また、来場・ネット両方の購入者の利便性向上や発売経費の削減についても、引き続き取り組んでまいりたい。</p> |
| <p>3 将来的な変動費率の低減</p> <p>黒字化を確実にした向日町競輪は、今後は固定費水準を維持したまま、変動費率を低減させる方策を検討していく必要がある。しかし、向日町競輪として低減の可能性がある項目は、場外車券発売委託費用と包括開催業務委託費及び公営競技納付金のみである。</p> <p>場外車券発売委託費用の低減については、CTCと協力してCTC経由のインターネット投票率を高めることが有効であろう。例えば、競輪場内にWi-Fiを設置して、窓口もしくは場内Wi-FiとCTCを経由して投票した購入者に対し、抽選で外れ車券の投票額を返金するなど、</p> | <p>(自転車競技事務所)</p> <p>これまでから電話投票に係る事務を行うCTC(サイクルテレフォンセンター)と連携し、キャッシュバックキャンペーン等を実施してきたところであるが、令和4年度は、第12回競輪をCTC等の協賛で開催し、CTCの会員拡大、当場の来場促進等、双方の売上向上を図る取組を行った。</p> <p>今後も、引き続きCTCとの連携を強化し、将来的な変動費率の低減を目指してまいりたい。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>来場へのインセンティブに繋がるようなインパクトある方策が望まれる。</p> <p>C T Cサイト側での専用アプリ開発などの強化が有効と考えられるため、全輪協等と連携し、民間ポータルによる広告宣伝や投票インセンティブに見劣りしない健全な競争によって、将来的な変動費率の低減を目指されたい。</p> <p>(報告書61ページ)</p> | |
| <p>4 バンクの改修について</p> <p>向日町競輪場のバンクは、昭和61年以降、35年間も大規模改修が実施されておらず、ミッドナイト競輪の自場開催に向けて、令和2年度に7年ぶりに塗替え補修が実施されたが、バンクの基盤を原因とするひび割れ箇所が散見される。</p> <p>現在のバンクは、遠くない将来、競輪運営の大前提となる競走の安全性に懸念をもたらす状況であることから、今後の競輪場のあり方検討において、存続を決めた際には、早急に大規模改修に着手されたい。</p> <p>(報告書67ページ)</p> | <p>(自転車競技事務所)</p> <p>引き続き、きめ細かな補修を続けるとともに、令和5年度に、競輪事業の継続に必要な施設整備や余剰スペースの整備を実施するための基本構想を策定予定であり、その中で、バンクの大規模改修に早期に着手できるよう検討してまいりたい。</p> |
| <p>5 走路内施設について</p> <p>競輪に対する批判的意見が多かった時代には、走路内に陸上トラックやテニスコートを設けて、地域との交流を促進することも意味があったと思われるが、他の方法により自転車振興や地域との繋がりを構築している現在においては、走路の中央部に他用途施設を設置する意義は薄いと思われる。</p> <p>また、走路内施設のメンテナンスも十分ではないように思われることから、将来の改修時には、当該施設を撤去することが望ましい。</p> <p>(報告書67ページ)</p> | <p>(自転車競技事務所)</p> <p>令和5年度に、競輪事業の継続に必要な施設整備や余剰スペースの整備を実施するための基本構想を策定予定であり、その中で、走路内施設の取扱いについて検討してまいりたい。</p> |
| <p>6 第4投票所棟、第5投票所棟の取壊しについて</p> <p>現在閉鎖されている第4投票所棟(及び第2観覧席棟)、第5投票所棟(及び第1観覧席棟)は、昭和36年・40年に建設されたものであり、耐震化もされていない状況である。来場者が減少した現在では、暫定的な倉庫としての使用を除き、将来にわたって使用する見込みがない。</p> <p>今後、年数が経過するに連れて倒壊のリスクが高くなることから、奈良競輪場での取組を参考に、遠くない時期に取壊しを先行することが望ましい。</p> <p>なお、向日町競輪場の存続が未確定な時期にこれらを取り壊すことで不必要に廃止の議論が高まる可能性もあるため、取壊しの検討は京都府の方針が確定した後に実施されたい。</p> <p>(報告書73ページ)</p> | <p>(自転車競技事務所)</p> <p>令和5年度に、競輪事業の継続に必要な施設整備や余剰スペースの整備を実施するための基本構想を策定予定であり、その中で、当該施設の取扱いについて、倒壊等のリスクも十分に考慮の上、検討してまいりたい。</p> |
| <p>7 現金準備額の見直しについて</p> <p>本場開催・受託場外発売の際には、配当に備えるために開催資金として毎日高額の現金が競輪場へ運び込まれているが、発売実績に対し過大であると考えられる。</p> <p>万車券が偏って続出するなどした場合には開催資金を上回る可能性はあるが、過去の払戻実績や本場売上額・受託場外発売額が減少した現状を踏まえると、その可能性は限りなく低いと考えられる。</p> <p>現金の移動については、盗難や紛失等のリスクも伴うため、過去からの本場売上・受託場外発売額の推移を踏まえ、券売機ごとの平均的な入出金状況に応じた資金投入も行うことで、円滑な運営に支障のない範囲で準備資金を圧縮することを検討されたい。</p> <p>(報告書99ページ)</p> | <p>(自転車競技事務所)</p> <p>開催準備資金について、令和5年度から、過去の実績を踏まえた金額に圧縮した。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>8 包括民間委託の結果評価</p> <p>向日町競輪場開催業務を受託している包括民間委託の事業者は、契約に基づき本場開催業務に係る計画書、実施報告書及び年次報告書を提出している。</p> <p>しかし、平成29年度から3年間の契約において事業者が実施した業務に関し、当初の企画提案内容に対する結果については、現在の契約書等において明文化されたルールは定められていないことから、事業者自身での評価は報告されておらず、京都府としても評価していないとのことである。</p> <p>次回公募時の課題及び改善点を把握し、評価基準の選定に活かすという観点から、次回の包括民間委託の公募開始までに、企画提案内容の進捗結果について評価するプロセスの導入を検討されたい。</p> <p>(報告書108ページ)</p> | <p>(自転車競技事務所)</p> <p>令和4年度に、包括民間委託事業者による自主評価実施についての検討を開始したところであり、令和5年度も引き続き、委託事業者による自主評価の実施と評価プロセスの導入に向け検討してまいりたい。</p> |
| <p>9 公募型プロポーザルにおける参加者の確保</p> <p>公募型プロポーザル方式による契約の公募において参加が1者のみの場合は、競争原理が働かず、契約の基本である経済性が担保されなくなる可能性がある。特に、包括民間委託契約の場合は、既に契約している業者が事業の実態を最も把握しており、一方で自治体においては民間に業務を包括的に委託することで運営のノウハウがなくなり、直営に戻せないという実情がある。</p> <p>応募参加者を増やすための方策として、向日町競輪場は、向日町競輪場HPに入札・プロポーザル情報HPへのリンクを貼ることに加え、前回の公募時に説明会へ参加していた事業者やその後に関心を持った事業者など、参加可能性のある事業者に対して公募を実施していることをPRしていたとのことである。</p> <p>しかし、結果的には1者のみの参加となってしまっており、また、全国で包括民間委託業務を受託できる企業は限られていることから、応募や問合せのあった事業者だけでなく、受託できる可能性のある全ての事業者に公募情報を個別に伝えて参加を促すなど、応募参加者を増やすための更なる取組が求められる。</p> <p>(報告書109ページ)</p> | <p>(自転車競技事務所)</p> <p>より多くの事業者に参加いただけるよう、公募実施の周知方法に加え、提案内容や募集要件の見直しについても検討してまいりたい。</p> |
| <p>10 予定価格調書への不適切な記入と形骸化</p> <p>オッズパーク及びWinticketとの契約により、場外車券発売に関する業務を委託しているが、予定価格調書の記入方法が不適切であった。</p> <p>予定価格調書の金額は、通常、税込金額で記入するため、予定価格調書では税抜の見積積算金額に1.1を乗じて税込金額を記入する必要があるところ、税抜金額である見積積算金額を更に1.1で割った金額が記入されていた。</p> <p>そのため、契約金額が予定価格を上回る状態で契約が締結されており、単独随意契約ということもあり、予定価格調書が形骸化している可能性がある。単独随意契約であっても適切な価格で契約することが必要であるため、予定価格は税込金額とすべきことを徹底し、契約金額が予定価格を上回っていないことを確認した上で、契約を締結する必要がある。</p> <p>(報告書114ページ)</p> | <p>(自転車競技事務所)</p> <p>予定価格調書の誤記載について、複数の職員によるチェックを行うなど、所内で会計事務の内部統制を一層機能させ再発防止に努めるとともに、単独随意契約の手続きについても、規定に沿って厳格に行うよう、所内での相互チェックの強化を図ることとした。</p> |
| <p>11 単独随意契約とすることの検討について</p> <p>向日町競輪場ナイター照明設備賃貸借契約は、安全確保を図りながら工程管理を行い、その後の賃借期間の運用を行えるのは包括民間委託業者であるJPFのみであること</p> | <p>(自転車競技事務所)</p> <p>今後は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとする限定的唯一性について、より明確・丁寧に理由を記載していくこととした。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>や、令和3年度に実施が決まっていたミッドナイト競輪の開催日程を踏まえて、J P Fと単独随意契約を締結している。</p> <p>当該契約締結の起案においては、単独随意契約とする理由として、当該事業を行えるのはJ P Fのみとされているものの、実態を確認すると、限定的唯一性ではなく、電気工事も受注でき、現場の監理・監督が可能な職員が常駐しているJ P Fが受注することにより、他の事業者が実施するよりも安価で速やかに完成できる見込みであるという有利さからの唯一性であるとのことであった。</p> <p>単独随意契約は例外的な手続であることを踏まえ、契約締結の起案においては、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとする理由を具体的かつ正確に記載することが求められる。</p> <p>(報告書117ページ)</p> | |
| <p>12 場外開催時の店舗加算使用料</p> <p>売店の使用料収入は、店舗通常使用料と店舗加算使用料から構成される。このうち、店舗加算使用料は向日町競輪場設置並びに管理条列別表(料金表)の備考欄に「各種競技催物等を開催する日数に応じ、通常使用料に加算して納付するものとする」と規定されており、現状は本場開催日のみが徴収対象となっており、場外開催日は売店の営業はしているものの、店舗加算使用料を徴収していない。</p> <p>従前から、場外発売は主催場の催物であり、向日町競輪場の催物ではないと整理されてきたことなどから、加算使用料を徴収してこなかったが、実態として売店の営業が行われていることから、場外発売開催日における店舗加算使用料の徴収の適否についても、今後、向日町競輪場のあり方検討の中で、協議されたい。</p> <p>(報告書119ページ)</p> | <p>(自転車競技事務所)</p> <p>令和5年度に、競輪事業の継続に必要な施設整備や余剰スペースの整備を実施するための基本構想を策定予定であり、その中で、場外開催時の店舗加算使用料の徴収についても、条例の主旨や内容等を踏まえ、検討してまいりたい。</p> |
| <p>13 競輪場存廃の方向性について</p> <p>向日町競輪事業検討委員会の報告書において、競輪場の存廃を判断する最も重要な基準は、京都府財政への繰出しが可能か否かであった。</p> <p>現在、向日町競輪場は安定した収支黒字を計上しながら一般会計への繰出しを継続的に果たしており、今後はこれまで以上の収支黒字も見込まれている。また、施設の老朽化の課題についても、将来収支シミュレーションの結果を踏まえると、施設の建替えに必要と見込まれる資金を中期的に償還することが可能と試算されたことから、現在の状況から客観的に判断すれば、競輪場を廃止すべきと考える要素は消失しており、向日町競輪場は存続させるべきと考える。</p> <p>(報告書162ページ)</p> | <p>(自転車競技事務所)</p> <p>有識者からの意見を聴取するため、令和4年7月に向日町競輪事業外部有識者会議を設置するとともに、他の競輪場の状況などを踏まえ、向日町競輪事業の今後のあり方について検討を行い、令和5年2月に令和7年度以降も存続するという「向日町競輪事業の今後のあり方に関する基本的な考え方」を決定した。</p> |

平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

財務事務をはじめとしたリスクマネジメントの課題と対応について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 内 容 | 措 置 状 況 |
|---|---|----------------|
| <p>(2) 歳入・歳出に係る文書事務支援システムの決裁処理日時を表示とモニタリング</p> <p>電子決裁の場合、決裁を得た後に起案者が決裁日を入力するが、この日付は任意に変更することが可能な仕様となっている。このため、決裁日をバックデートして設定することが文書事務支援システム上、可能であり、事後的な決裁が行われてしまうリスクが存在する。</p> <p>文書事務支援システムにおいて、決裁権者による決裁処理をした日時を表示すべきである。</p> <p>決裁処理の日時と決裁日とを区別して認識せざるを得ない起案については、それが妥当な要因によるものかどうかをモニタリングすることが望まれる。</p> <p>(報告書85～86ページ)</p> | <p>(政策法務課)</p> <p>令和元年度に、決裁権者が決裁処理をした日時が表示されるよう文書事務支援システムが改修されたことを踏まえ、文書主任研修等を通じて、決裁処理日時と異なる決裁日を文書事務支援システムに記録する必要がある場合には、当該決裁文書にその理由を記載するよう全庁に周知を図っている。</p> <p>モニタリングについては、公印審査の場面において決裁処理日時等（決裁処理の日時と決裁日とを区別して認識せざるを得ない起案については、それが妥当な要因によるものかどうかを含む。）について厳しく確認を行ってきたところ、令和4年度には、上記取扱いが徹底されてきていることが確認できており、今後も引き続き当該確認を継続してまいりたい。</p> | <p>措 置 済 み</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

地方三公社の現状と課題について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 内 容 | 措 置 状 況 |
|---|---|----------------|
| <p>(6) 公営住宅管理の府市連携のさらなる推進</p> <p>「利用者の利便性からの視点」から、公営住宅の申込方法、募集窓口などの統一化及び一元化についてスピードを上げて推進すべきである。</p> <p>また、「業務の効率化の視点」から京都府住宅供給公社や京都市住宅供給公社、各市の役割分担、相互連携をさらに進め、効率性向上の可能性を追求すべきである。</p> <p>(報告書135ページ)</p> | <p>(住宅課)</p> <p>京都市との連携として、令和2年度に府営住宅の申込方法を、これまでの窓口による受付から郵送による受付に変更することで、府営・市営住宅の申込方法を統一するとともに、令和4年度からインターネット受付を開始することで、府民・市民の利便性の向上を図った。</p> <p>更に、災害時における避難先住戸について、京都市と連携し、公営住宅の相互提供を行う仕組みを確立した。</p> <p>また、京都市以外の市町村との連携として、建替え時等における移転先住戸について公営住宅の相互提供を行い、業務の効率化を図った。</p> | <p>措 置 済 み</p> |

平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

情報システムに係る財務事務の執行について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 内 容 | 措 置 状 況 |
|--|---|----------------|
| <p>2 組織体制・規程等</p> <p>(5) システム外部監査の実施</p> <p>情報政策課についてはシステム監査の専門家（監査法人など）によるシステム外部監査を定期的に受ける必要がある。システム内部監査の実施を解決するために、システム外部監査を活用してシステム内部監査の代替とすることや、外部委託事業者の管理状況の監査にもシステム外部監査を活用することを検討されたい。</p> <p>（報告書93ページ、公報50ページ）</p> | <p>（情報政策課）</p> <p>令和4年度に専門業者による情報セキュリティ外部監査を受けるとともに、別途、職員による内部監査も実施したところであり、これらの取組については、令和5年2月に見直しを実施した「京都府情報セキュリティ対策基準」に規定し、次年度以降も定期的に実施する。</p> | <p>措 置 済 み</p> |
| <p>(6) 情報漏洩リスクの評価</p> <p>京都府においては膨大な個人情報や機密情報が存在することから、その漏洩リスクについて毎年評価を行い、必要な措置を取る体制の構築が必要である。リスク評価計画の立案、評価実施、改善計画策定、改善後のフォローアップまでを毎年実施していくことを検討すべきである。</p> <p>（報告書93～94ページ、公報50ページ）</p> | <p>（情報政策課）</p> <p>従来からの特定個人情報保護評価の仕組みに加え、令和4年度には、京都府情報セキュリティ対策基準を改定し、定期的な外部監査の実施と庁内各システムの評価、見直しの仕組みを確立し、必要な体制を構築した。</p> <p>令和5年度から個人情報保護制度により、委託契約先に対する定期的な実地検査が義務付けられており、今後も関連制度とともに適切な対応がとれるよう適宜見直しを行う。</p> | <p>措 置 済 み</p> |
| <p>5 情報システムのセキュリティ管理</p> <p>(9) U S B 使用に関する規程の整備</p> <p>業者持込時のU S B 使用に関して具体的に誰が承認すべきか明確になっていないため、これを明確にする必要がある（8システム共通）。具体的には府庁内各課で使用するときと同様に、ガイドライン申請の徹底、及び情報セキュリティ責任者または情報セキュリティ操作認定者立会の下で、U S B を使用するように徹底する必要がある。</p> <p>また、システムによってはU S B の使用自体を禁じる場合もあると考えられる。この場合は、U S B の使用を規程において禁じたうえで、U S B 等の媒体の差込口を物理的にロックする等の対応を規程化しなければならない。</p> <p>（報告書149～150ページ、公報79ページ）</p> | <p>（情報政策課）</p> <p>平成28年度から、重要端末についてはU S B の使用を物理的にロックするとともに、行政事務支援システムへのU S B 記録媒体等の接続を原則禁止としているが、加えて、令和4年度に京都府セキュリティ対策基準を改定し、職員のみならず委託事業者等の記録媒体利用についても承認者等を明確に規定した。</p> | <p>措 置 済 み</p> |
| <p>(10) U S B 等の未承認使用の防止</p> <p>U S B 未使用時の接続口封印や接続ログの事後確認などにより、未承認使用防止の対策を講じる必要がある（8システム共通）。</p> <p>（報告書150ページ、公報79ページ）</p> | <p>（情報政策課）</p> <p>平成28年度から、特に重要な住民情報を取り扱う専用端末については、接続口を封印するなどの措置を講じてきたところ。</p> <p>令和4年度には、行政事務支援システムの各端末の挙動を常時監視・検知するシステムを導入し、接続ログの確認等により、U S B メモリ等、記録媒体の適切な接続管理体制を構築した。</p> | <p>措 置 済 み</p> |
| <p>(11) 電子メールによる大量データ持出防止に関する規程の整備</p> | <p>（情報政策課）</p> <p>総務省による地方公共団体における情報セキュリ</p> | <p>措 置 済 み</p> |

| | | |
|--|--|----------------|
| <p>メールはUSB以上に大量のデータを持ち出すことが可能であり、USB等と同様の管理が必要である。しかしながら、メールに関して情報セキュリティの観点からの規程がない（8システム共通）。</p> <p>そのため、まずはどのような管理が必要かを検討した上で、規程化が必要である。</p> <p>（報告書150～151ページ、公報79ページ）</p> | <p>ティポリシーに関するガイドラインの改定を踏まえ、令和4年度に京都府情報セキュリティ対策基準等の改定を行い、その検討の中でメールに関する管理の在り方についても検討を実施し、メール送信に対し、USBメモリと同様の承認手続きを導入することは現実的ではないものの、京都府情報セキュリティ対策基準において、メールも含めた情報資産の持ち出しについて制限しており、メール送信に対してもセキュリティ対策が実施できていることを確認したところ。</p> <p>更に、令和4年度には、懲戒処分指針が改正され、「情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい」について規定されるなど、メールも含めた情報資産持ち出しを制限する規程は複数存在しており、十分なセキュリティ対策が実施されている。</p> <p>また、セキュリティ研修においてメールの利用における注意事項等を資料に反映し、職員への周知徹底を行っている。</p> | |
| <p>(12) サーバ機器等の設置場所の見直し</p> <p>「京都府情報セキュリティ対策基準」によれば、情報システムの設置場所は、外部からの侵入が容易にできないように管理区域は可能な限り無窓の外壁等に囲まれた区画とすることとされる。しかし、実際には侵入が容易でない場所に設置されているが窓ガラスのある部屋であり、「京都府情報セキュリティ対策基準」を十分には満たしていない。</p> <p>（報告書153ページ、公報81ページ）</p> | <p>（情報政策課）</p> <p>令和4年度に外部専門業者による点検を実施したところ、窓ガラスの防犯フィルム加工やブラインドによる目隠し、その他防犯対策が施されていることから、無窓ではないが、相応のセキュリティ対策が講じられていることが確認された。</p> | <p>措 置 済 み</p> |
| <p>6 災害対策・業務継続計画</p> <p>(1) 緊急時運用マニュアルの策定</p> <p>京都府庁地震業務継続マニュアル（全庁版）にも「情報システム運用確保のマニュアルやチェックシートを整備し、情報システム担当職員全員が共有する。」とあり、業務継続計画が着実に実行されるためには、作業内容を示したマニュアルが必要であるが、実際には、このようなマニュアル等は制定されておらず、早急に制定が必要である。</p> <p>（報告書164ページ、公報85ページ）</p> | <p>（災害対策課、情報政策課）</p> <p>令和4年度に、「京都府庁地震業務継続マニュアル（全庁版）」に記載している各情報システムについて、業務継続に必要な作業内容等を示したチェックシートを整備した。</p> | <p>措 置 済 み</p> |
| <p>7 外部委託事業者の管理</p> <p>(9) 委託事業者に対する京都府監査の実施</p> <p>そもそも契約書に明記されていないためではあるが、外部委託事業者に対する監査が実施されておらず、定期的の実施する必要がある（8システム共通）。特に府庁に常駐していない外部委託事業者に対しては、優先的に監査を行い、外部委託事業者の管理状況を確認する必要がある。</p> <p>（報告書182～183ページ、公報96ページ）</p> | <p>（情報政策課）</p> <p>令和4年度に京都府情報セキュリティ対策基準を改定し、監査に係る規定を強化するとともに、当該規定に基づき外部委託事業者への監査を実施した。</p> <p>また、令和5年度から個人情報保護制度により、委託契約先に対する定期的な実地検査が義務付けられており、今後も外部委託事業者への管理状況の確認を定期的の実施する。</p> | <p>措 置 済 み</p> |

平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

公立大学法人化などの府大学改革の成果と課題について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 内 容 | 措置状況 |
|--|--|-------------|
| <p>5 人件費、給与制度及び人事評価について</p> <p>(3) 事務局職員の派遣について</p> <p>事務局人員のプロパー化、あるいは派遣職員の転籍を段階的、継続的に実行していくべきである。京都府公立大学法人の業務内容は、大学運営に直接関連する独特の事務・管理業務が大半であり、専門性・熟練性が要求されるとともに長期的に業務に関わっていくことが効率性の追求にも繋がるものである。事務部門の職員を京都府の派遣に代えて法人独自で採用することが有効であろう。あるいは現在の京都府から派遣されている職員が業務上、どうしても必要であるならば転籍という措置も考えられる。 (報告書202～203ページ、公報133～134ページ)</p> | <p>(法人本部 総務室)</p> <p>令和4年4月に、府立大学において2名のプロパー職員(図書館司書)を採用し、両大学においてプロパー職員を配置した。府立医科大学においては、特に専門性が求められる医療サービス課については、課長を除き全員プロパー職員としているほか、病院経営部門などプロパー職員の配置を拡大することとしており、着実にプロパー化を進めている。 今後は、人事や経理など京都府からの派遣を維持する必要がある職を除き、法人独自の採用により、段階的にプロパー化を進めていく。</p> | <p>措置済み</p> |
| <p>(5) 専門職の育成による事務部門及び附属病院の機能の強化について</p> <p>事務職員の独自採用等、専門職の育成による事務部門及び附属病院の機能の強化が不十分である。府立医科大学の事務職に占めるプロパー職員の割合は極端に低い。また、他大学においては職種も医療事務だけでなく一般事務にもおよび、業務内容も医療事務だけでなく総務事務、財務会計事務、学務・教務事務をはじめ多岐にわたっている。プロパー化を早急に進める必要がある。 (報告書204ページ、公報134ページ)</p> | <p>(医大 総務課)</p> <p>府立医科大学においては、特に専門性が求められる医療事務を担う医療サービス課については、課長を除き全員プロパー職員としているほか、病院経営部門などプロパー職員の配置を拡大することとしており、着実にプロパー化を進めている。 今後は、人事や経理など京都府からの派遣を維持する必要がある職を除き、法人独自の採用により、一般事務においても段階的にプロパー化を進めていく。</p> | <p>措置済み</p> |
| <p>(9) 人事全般について</p> <p>管理部門を派遣職員が占め、その人事は京都府が実権を有している。また、承継職員も京都府から京都府公立大学法人に人が移っただけで、勤務条件は京都府に準ずることとなっている。独自の人件費の削減もできず、業績を向上させても、給与に還元できず、インセンティブが働かない仕組みとなっており、法人の独自性を発揮できる効率的な体制とはなっていない。雇用形態も給与も独自に決定し得るプロパー化を強力に進めていくとともに、業績に応じた処遇改善などインセンティブの働く仕組みづくりが必要である。 (報告書206ページ、公報135ページ)</p> | <p>(法人本部 総務室)</p> <p>職種・勤務実態に応じた人事評価制度を本格的に導入し、これまで、評価結果を平成25年6月期から勤勉手当の支給に反映させるとともに、平成26年1月から査定昇給にも反映させたところであり、今後も能力や実績に基づいた処遇を行うことにより、教職員の意欲向上と組織の活性化を図ることとしている。 また、プロパー化については、令和4年4月に、府立大学においてもプロパー職員を採用し、両大学においてプロパー職員を配置したところであるが、今後も、人事や経理など京都府からの派遣を維持する必要がある職を除き、法人独自の採用により、段階的にプロパー化を進めていく。</p> | <p>措置済み</p> |